

学校法人 湊川相野学園 カスタマーハラスメントに対する基本方針

2026 年 10 月 1 日

はじめに

学校法人湊川相野学園は、2022 年 4 月 7 日にハラスメント防止宣言を定め、建学の精神にある「平和を尊び、高い徳性と健全な心身を備え、新時代に即応できる知性や技術を身につけた、有為な社会人を育成する。」に基づき、湊川相野学園としていかなるハラスメントも容認しないことを宣言し、湊川相野学園のすべての教職員・学生・生徒・園児及びその関係者が個人として尊重され、安全で快適な保育・教育・研究並びに就労環境を維持するため、ハラスメントの防止と問題解決に全力をあげて取り組んでおります。

全国の実教育現場においては、利用者、関係者及び外部の方による、教職員を傷つけ、職場環境や教育研究環境を害する行為が発生し、常識を逸脱した言動が、教職員の人格や尊厳を傷つけ、職場環境の悪化を招く深刻な問題となっています。

本学園は、意見・要望には真摯に対応いたしますが、教職員の人権を尊重し、健全な職場環境と教育研究環境の維持及び向上を図るため、「湊川相野学園におけるカスタマーハラスメントに対する基本方針」を策定いたします。

本学園におけるカスタマーハラスメントの定義

本学園では、カスタマーハラスメントを次のとおり定義いたします。

「教職員に対する要求・言動であって、教職員が従事する業務の性質その他の事情に照らして社会通念上許容される範囲を超えたものにより、教職員の就業環境を害するもの」

本学園におけるカスタマーハラスメントに該当する行為の例

- ・ 暴力行為等の身体的な攻撃
- ・ 脅迫、中傷、名誉棄損、侮辱、暴言、人格否定等の精神的な攻撃
- ・ 大きな怒鳴り声をあげる等の威圧的な行動
- ・ 長時間の叱責、繰り返しの連絡等による継続的な、執拗な言動
- ・ 不退去、長時間の居座り、電話での長時間拘束などの拘束的な行為
- ・ 差別的な言動
- ・ 性的な言動
- ・ 教職員個人への攻撃又は要求
- ・ 土下座を強いる行為等の過度な謝罪要求
- ・ 合理的な理由のない過剰な要求、特別扱いの要求、金銭補償の要求
- ・ SNS 等のインターネット上における教職員の個人情報の投稿や誹謗中傷行為、本学園の信用を毀損させる行為又はこれらをほのめかす行為

※上記は例示であり、これらに限られるものではありません。

本学園におけるカスタマーハラスメントへの対応

本学園が、カスタマーハラスメントに該当すると判断される言動を確認した場合、教職員を守るため、組織として毅然として対応します。また、教職員一人ひとりを守るため、以降の対応をお断りさせていただく場合があります。

さらに、悪質な行為と認められる場合には、警察への通報や弁護士などの外部の専門機関と連携し、法的措置等も含めて厳正に対処します。

以上

